

西南戦争におけるメディア情報世界の形成・序

有山 輝雄*

一、一八七七年の横断面

メディア史は通常メディアの通時的変化を見ることを主眼とするが、時間軸と同時に空間軸において諸メディアの関係を見ることも必要であることは言をまたない。各時点で社会に縦深的切り口を入れ、そこに明らかになってくる社会の横断面でのメディア・コミュニケーションを観察するという視角である。

ここではその一つの試みとして一八七七年の社会の一断面を照射したい。一八七七年というのは黒船来航から約二四年。成熟してはいたが、内向的であった近世社会が激震を受け、一挙に起きたメディア・コミュニケーションの変動が社会のどの程度の深度まで達していたか観るに適当な時間的経過であろう。しかし社会の一断面を見るといっても、どこに切断面を入れるかによって大きく異なることは言うまでもない。ここで切断面とするのは一般的に明治初期の最重要事件の一つと考えられている西南戦争である。西南戦争をめぐる情報がどのように生産され流通されたのかを切り口⁽¹⁾に、そのメディア・コミュニケーションを観察したいのである。

最初に立論の必要上一八七七年頃のメディア状況を瞥見しておくことにする。社会の基底のコミュニケーションは言うまでもなく口頭コミュニケーションである。恒常的あるいは偶発的の人間関係のなかで口頭でメッセージが交換される。当時の政治社会の大きな変動によって様々なレベルの人間関係が組み換えられ、そこでの口頭コミュニケーションも変化したであろう。口頭コミュニケーションの一つの形態がウワサである。西南戦争をめぐる大量のウワサが流通したといわれる。しかしウワサの特性からしてほとんどが記録されず、その実態を知ることは困難である。だが個々のウワサの中身が十分分からなくても、ウワサの氾濫が他のメディアに与えたインパクトを観察できるだろう。

一方の極に口頭でのウワサがあるとすれば、もう一方の極にあるのは新興の活字メディアである新聞紙である。明治新政府はいったん新聞紙発行を禁止したが、一八六九年三月二〇日（明治二年二月八日）に新聞紙出板に許可を出し、以後次々と東京や地方で新聞紙が発行された。最初多くは木版印刷であったが、この時期には活板印刷技術によって日刊発行化が可能になっていた。表一に『図書局年報』によって一八七七年東京府下主要新聞紙の「周年発売高」を掲げた。これは各新聞社に報告させた数字で、その信頼性には疑問があるが、最大の発売高は『読売新聞』（以下『読売』と略す）で約二一〇〇〇部、次いで『東京日日新聞』（以下『日々』）が約一一〇〇〇部、以下『郵便報知新聞』（以下『報知』）『朝野新聞』（以下『朝野』）『東京曙新聞』（以下『曙』）『東京絵入新聞』（以下『絵入』）『かなよみ』などが約六〇〇〇部で肩を並べている。主要新聞紙が発刊されて四、五年しか経っていないことからすれば相当の部数である。『図書局年報』は人口一万人あたり

*ありやま てるお

表1 1877年東京府下主要新聞紙「周年発売高」および一日平均「発売高」

	周年発売高	発行回数	一日平均「発売高」
東京日日新聞	3,274,520	303	10,806
郵便報知新聞	2,072,151	302	6,861
朝野新聞	2,077,639	302	6,880
東京曙新聞	2,329,417	302	7,713
読売新聞	6,565,786	303	21,669
東京絵入新聞	2,191,450	302	7,256
近時評論	79,146	71	1,115
かなよみ新聞	1,872,500	302	6,200

『図書局第三回年報』より作成、一日平均「発売高」は筆者が発行回数から算出した。

一日約二六枚と全国平均普及率を計算している。

複製技術とともに新聞紙が利用できるようになった技術は電信という画期的速報技術であった。電信によって遠隔地との通信連絡が可能になったのである。しかし電信網はまだ不十分で、鹿児島までは到達していなかった。電信による速報は過渡的な段階であったのである。

一方の極に最新の複製技術・速報技術に拠る新聞紙、もう一方の極に口と耳によるウワサがあったのだが、その中間に様々なメディアの活動があった。事件の一場面を極彩色で木版印刷した新聞錦絵、事件の経過を冊子にまとめた実録、事件を題材にして演じた講談や芝居などである。これらメディアは近世以来の連続性のうえにこの時期の新たな展開をはかっていた。そこでは活字メディア・ニュースの再編集、口頭メディアのウワサの視覚化、物語化、身体的演技化などが出現し、互いに触発しあって全体として社会的コミュニケーションを活性化させていったといえるだろう。

しかし、こうした諸メディアは自由にその特性を発揮していたわけではない。言うまでもなく政府による統制である。一八六九年の新聞紙発行許可以降、政府の新聞政策は試行錯誤したが、一八七五年六月讒謗律（太政官布告第一一〇号）と新聞紙条例（太政官布告第一一一号）の二つ法律の公布によって方向性が示された。さらに一八七六年七月に太政官布告第九八号が公布され、「国安の妨碍すと認めらるゝ」新聞紙雑誌を内務省が発行禁止または停止できることになった。内務省が新聞紙雑誌の死活を握ることになったのである。

そして法的統制とともに新聞紙の活動に対する統制として大きな圧力となったのは広義の文明開化の大勢であった。開国を決定して以来文明開化は抗うことができない大勢であった。政府の進める生活慣習・風俗などの改変から中央集権国家形成まで一連の施策が奔流となっていた。無論、新聞紙というメディアそれ自体が文明開化の産物なのであり、新聞紙が文明開化を否定することは自己否定である。しかし文明開化は決して一義的ではない。政府の施策とは別の開化もありえる。だが現に政府が進めている開化政策は大きな圧力であり、新聞活動に対する外部・内部からの統制となっていたのである。

二、鹿児島動向への関心とウワサの出現

山口、佐賀、熊本など士族反乱が相次いだ後、西郷隆盛と鹿児島士族の動向への関心が高まった。政府、在野政治家は無論のこと新聞社も現地の情報収集に努めた。しかし問題は東京・鹿児島間が電信線で繋がっていなかったことである。一八七五年三月に佐賀から分岐された電信線が熊本まで敷設され、さらに熊本から鹿児島への延長についても一八七五年一月太政官の許可を得たが、いまだ起工に至っていなかったのである。⁽³⁾

しかも東京の新聞社は遠隔地に支社・支局・通信員などを配置できず、鹿児島の情報を収集する手段はなかった。政府・官庁・在野政治家への探訪、たまたま入手した熊本、長崎の新聞等から情報を得る程度であった。

一八七七年一月、鹿児島で何が起きているのか、何が起きようとしているのかの情報は待望されたが確かなことは分からなかった。そうした状況のなかで様々なウワサが流布された。一般的にこうした状況は流言・浮説を生みやすいが、もともと「人民」⁽⁴⁾にとって流言・浮説は最も身近なメディアであって、遠近様々な諸事件に関する情報を耳と口で求め伝えあうことは通常のことである。この時も相当のウワサが流布し、それは放置できない社会的圧力となった。

多くの新聞紙はウワサの報道を控えたが、ウワサ流布を無視できず、記事を出した新聞紙もある。一月二〇日付『絵入』には「道路の風評には何か嘆願の次第がある事で西郷桐野の両君が東京へお出になるといひ既に七艘程薩州の船が房州沖まで来たの、神戸へは其県の人が大分着したのといふ噂が有りますが一向にとりとまつた事では有ません」とある。だが西郷等の出京理由は「何か嘆願の次第がある事で」と曖昧である。『朝野』一月二三日にも「去る二十日とか堺県へ鹿児島から軍艦七艘来りしとの風聞にて、同県下の人が何か騒だとか申す、又一昨日は品川沖に五艘程見えた杯と道路で言ひ升が、騒だも見えたも嘘か誠かサツパリ分りません」と載り、また二十日の夜鹿児島県の人が大勢三菱の郵船にて着し品川及び大崎の島津邸などに入ったとか、西郷が兵庫へまで来ているという電報があったとか、また既に着京したというウワサを半信半疑の書き方だが記載している。

さらに『朝野』は翌二四日にわざわざ「前号にも西郷は兵庫へまで来られたの已に着京されたのと云ふ風聞を書きましたが、同氏は矢張り鹿児島県下に糞桶を担いで開墾に従事して居るる由を慥に聞きましたから皆さん御安心なさい」と前日の記事を否定する記事を載せた。この根拠も曖昧で、風聞の上に風聞を重ねているのである。

政府は風聞活字化の取り締まりに乗り出した。『近事評論』⁽⁵⁾第三六号（一月二八日）によれば、一月二三日に新聞社各社の「探訪者」が内務省警視局に呼び出され、「今後警察事務に関する事項にして人心の動揺に係はるもの」については警視局の「指令を経て然る後に掲載」すべき旨を「口達」され「受書を捧げ」たとされる。これは事実上の記事差止である。新聞各社は「受書」を出したのであるから従順である。

『近時評論』は新聞記事についていちいち「教示」というのは、警視局の「注意の周密なるに驚き、誰か其恩沢の隆渥なるに服せざる者あらん」と皮肉を述べ、「世間凶暴の論者」のなかにはこれを聞いて「直ちに腕を扼り眼を瞋らし大声して、天下既に新聞紙条例讒謗律の発行ありて我輩の危言激論は為めに制限せられたり、若し誤て其範囲を犯さば唯た此律と条例との罰を甘受せんのみ、何ぞ其他更に警視局の指令を待て掲載するの理あらんやと言ふ者」が現れないとは限らない

と辛辣な論法で取締の不当を訴えている。

『近時評論』が讒謗律・新聞紙条例であれば「甘受」と言っているのは、実はこの二つの取締令には記事差止や事前検閲の規定がないからである。「口達」が不当であるばかりでなく、それが法律に基づいてもいなかったのである。警視局が「口達」としたのは、法的根拠がないことを承知しているからであろう。この件について他新聞には報道がない。合法性のない報道統制とそれに従順に従う新聞の姿は読者から隠されたのである。

その後、鹿児島からの伝聞として状勢平穏という記事が各紙に現れている。これを警視局「指令」の効果かは即断できないが、新聞は風聞沈静化に努めたのであろう。

三、政府の報道統制

そうしたところに二月五日、一月三十一日に起きた鹿児島士族による鹿児島砲兵属廠弾薬奪掠の電報が西京行在所に届いた。⁽⁶⁾ 事件発生から五日経っている。鹿児島からの連絡に時間を要したのである。

急報を得るや東京の大久保利通参議は同日午後一時五五分に当時明治天皇の京都、大和行幸に供奉し神戸出張中の河村純義海軍大輔に電報を発し、「鹿児島弾薬盗取られし事其儘差置難きに付」、「全体不正の所業故、正理を以て其極を責め、順にと取締候へば仮令敗るゝとも遺憾なし、我は当然の条理を以て平和に取り掛り候へば或は内わにてわるゝも計る可らず」と伝え翌日鹿児島へ出張を指示した。⁽⁷⁾ 大久保は第一報で断固とした態度で臨む決意を固めたのである。ただ私学校の内部分裂を期待していたようだ。翌日にも大久保は河村に電報を送り、「彼弥々決すと見へたり、依て彼に曲を与ふるを我の利とす、県官を強く責め、西郷面会を第一とし、事敗ると見据へば速に引揚げ長崎より急報ありたし」と命じている。⁽⁸⁾ 電信が遠隔地にある政府高官間の連絡に効果的に利用されていることが分かる。

政府は現地鹿児島の情報を得たが、それをすぐに公表はしなかった。しかし情報は諸所に伝播したようだ。固唾をのんで情勢を見守っていた高知県士族は「私学校徒暴徒輩掠奪せし飛報、同二月初旬東京に達するや、板垣退助・林有造等、疾く之を聞知し」、板垣宅に在京高知県士族幹部が集会し、板垣「実に我輩の宿志、民権更化開進の時参れり」と唱えたという。さらに「同月十日頃」⁽⁹⁾ 「反形顕然せしより、孰も心に喜悅」し、板垣は林有造を同伴して高知に帰県した。これらの動きは緊迫感を高めた。

鹿児島士族暴発の電報は二月八日のいくつかの新聞に風聞として掲載された。『曙』には「兼て世間に風評のありし鹿児島士族の議論が破裂して去月三十一日官の弾薬庫を奪ひとりしといふ電信がきたとかいふ巷説を昨日ちらと聞込みましたが、西郷桐野の両氏も居らるゝことゆえよもやそんな暴動を起すやうな次第はありますまいから例の無根の流言だらうと存じます」と電報もあくまで「巷説」で、事件も「無根の流言」だとして報じている。『朝野』も鹿児島で士族が暴発したといふ電報が来たとかの風聞があるが「其の真偽未だ詳かならず」としている。

『かなよみ』は「近頃称すれば道路の風聞に大業な法螺を吹立、人の心を騒がせる者多く、これらの事より新聞屋も禁獄をされたり罰金を取られたりするから減多な事ハ載られませんが、市に三虎を出すとやら昨今市中に変った風聞が宥ますが鹿児島県では先月三十一日士族さんが或島へ押上って桜狩をして玉造とか騒いだといふ電報」があったとますます曖昧な記事である。

各新聞とも同日の記事なのでニュース源は同じ政府関係者と推定できる。だが、それにしては曖昧で、ただの風聞であるかのような記事となっている。大久保は内心決意を固めているのだが、鹿児島に派遣した河村純義と林友幸とがもたらす報告まで最終決定を待つつもりで、それまでは薩摩側の非を大げさにならない範囲内で情報を漏らす操作を行った可能性が高い。いずれにせよ政府が風聞を流したのである。

陸軍は具体的準備を始め、二月一〇日に近衛、東京、大阪の鎮台に出兵の内命が下された。⁽¹⁰⁾ただ西郷隆盛、島津久光の去就という重大問題が不明のままであった。二月一〇日の伊藤宛大久保の電報では、この日に出京した鹿児島県官員の報知として「西郷は踪を隠したる由し、全く壮士輩の仕業に相違なし」としている。⁽¹¹⁾この鹿児島県官員の情報は新聞に流され、二月一日『報知』は号外を発行し、鹿児島県一等属渋谷道助が九日に着京して「過激の少年輩」が西郷に迫ったが、西郷は「確乎として動かず」と報告したとある。『朝野』は一二日に号外を出し、「訛伝流説の紛々たるにより其の真偽保証すべからざるもの少なからざる、看者幸に之を諒せられ」と前書きして諸情報を載せているが、鹿児島県官員渋谷の報告は兵器奪取は巡查取調べ中という旨であったということになっている。政府も確とした情報を得られていないところに情報を漏らすので新聞記事は混乱し、ますます「真偽の保証」のない「訛伝流説」が流れたのである。

鹿児島に赴いた河村純義と林友幸の報告は二月一二日尾道発電報で届いた。それによれば九日朝鹿児島に着いたが、薩摩側は兵器を以て乗り込もうとするので上陸はできず、県令とは船上で会見した。「迎も鎮定なり難し、最早昨今は発兵するの勢ひ」だという。⁽¹²⁾翌一三日河村と面会した伊藤博文が発した電報でも「何時暴発も計り難し」とある。

政府は情報統制を強化していった。二月一三日午前八時工部省は各電信分局にあて各地方すべての私報電信差止を通知した。⁽¹³⁾この差止措置は新聞報道規制というより鹿児島に呼応しようとする各地士族の連絡を防止する狙いであったと見られる。ともかくこの措置によって電信は完全に政府によって掌握され、政府のみが利用できることになった。遠隔地の速報ニュースはすべて政府の供給に依存せざるをえないということである。

また同じく二月一三日に『日々』『報知』『朝野』『曙』『読売』『絵入』の各社編輯長が検事課から呼び出され、「何れも鹿児島一件の事でお糺し」があった。⁽¹⁴⁾『朝野』二月一四日は同紙仮編輯長が検事課から呼出をうけ「鹿児島の事件を記載したるはいづれよりの投書探訪なるや御訊問有り始末書を差上げ」たが、「成る丈け確実なる事を記載したけれど一向に分かりませんにより巷説の外に書く事の無いには困り升」と弁明している。⁽¹⁵⁾たんなる注意ではなく、各新聞社は「口供へ調印」させられたのである。

また翌一四日にも同じ新聞社が東京裁判所刑事課から呼出しを受けた。⁽¹⁶⁾『報知』『読売』両紙編輯長は書記預けになったが、『読売』は別件で讒謗律違反を問われたようだ。⁽¹⁷⁾前述のように一月二三日にも各新聞社は呼び出され「受書」を提出されたのだが、今回も厳しく注意され書面を提出させられ、各新聞社は従順に従った。

状勢が緊迫し様々な情報が錯綜してきている状勢で、諸新聞社は情報の信憑性の判断ができず、掲載すれば取締を受ける危険を覚悟しなければならない状況に陥った。『朝野』二月一三日は「鹿児島の擾乱は追々劇しきとの巷説あれど未だ確報を得ず、一昨日より一昨夜へかけ諸官省へ来りし電報は千通に過ぎたりと云へど例の秘報なれば少しも知れず」と慨嘆し、二月一二日『曙』社説は

新聞記者として「世人の耳目」と任じているから出来る限り探訪に務め、報道しようとしているが、「常に充分の確実なる事跡を得る能はざるを如何せん。然るに聞て言はざるは記者の本分に非ざるに付き仮令多少の誤聞あるを免かれざるも宜く之を遷延稽待に附すべからず」として「聊か確実を得たる者あるかと思はるゝ」事項を記事にするとしている。また『報知』二月一四日は「各所よりの投書及び探訪者が時々持ち来る報告書にて机上山をなし」ているのでできるだけ羅列し読者の判断に任せるとした。情報は多いのだが、何が事実か分からないのである。

そこで『曙』二月一五日社説は一三日に検事課からあった嚴重の沙汰は「至当」の措置と認め、自分たちは十分注意するが、今回の事件につき「寸分も間違なき確説」を得るのは難しく、「確説」だけを記載することにすれば今回の変動を伝えることにならない。そうかといってまったく記載しないことにすれば「愈愈訛言を生じ浮説を伝ふるは必然なり」という。そこで検事課の「御沙汰」に「代ふるに電報を公表するの挙を以てせらるゝに非ざれば、世人をして浮説訛伝に誤らるゝの患を脱」することはできないと主張した。政府による電報公表の要望である。

電報はすべて政府側の情報であり、他に情報源はないのであるから政府電報の信憑性を検証する手段はなく、政府の発表電報への異存は政府の情報操作に組み込まれることになる。それでも新聞社は多くの風聞・浮説横行のなかで政府公認の確報を求めたのである。

こうした状況は、太政官記事印行御用の特権を得て、政府の「趣意体認」を自負している『日々』にとっては「御用新聞」としての自己の存在理由を揺るがしかねないものであった。福地源一郎は二月一五日に太政官に「新聞記事之儀に付奉願候書付」を提出した。⁽¹⁸⁾ 鹿児島の変動につき風聞が広まって以来自分たちは「実説に近しと推考」できる事項を掲載し世間が「浮説に眩惑」されないよう注意してきたが、「市街に流伝する風聞之外には全く確報を得べき手段」がないため「誤聞を書載せ多少御政策を害する筋」がなかったとはいえないし、弊社の面目を汚し、「公害とも相成るべき儀」もあった。「公私の為に最も確実の報道を記載し飽までも人心をして其方向を誤らしめざらん事」が自分達の希望であるから「変動に関係の官報及び最寄地方官の御届等」で新聞に掲載して差し支えないものを「御内示」いただき、「確実なる報道を以て世上の訛伝を排斥し巷説の信依を整理」することにしたく格別のご配慮で認めていただきたいというのである。

官報の「内示」があれば他紙より早く確実に入手でき、政府公認の記事としての権威づけを得られる。この文書には二月一六日付で「内示」を認める趣旨の付紙が貼ってあり、『日々』への官報等の内示は認められたと見られる。

しかし政府とすれば、『日々』に「内示」して安心というわけにはいかなかった。二月一五日にも『日々』『朝野』『報知』『読売』『絵入』記者を呼び出した。翌日の『報知』には「過日お尋ねの鹿児島の方に付き尚又お調べの上、一同口供調印を仰付られました。実に恐入つた次第で五座り升」とある。⁽¹⁹⁾ この日も新聞社は嚴重注意を受け「口供」に捺印させられ、ひたすら恐縮して帰ったのである。

二月一八日にまたまた新聞各社は警視局に呼び出され、「頃日世上恟々の時に於て新聞紙上に無根の浮説流言を記載するは人民をして疑惑を懐かしむる憂ひ有るにより、一同申し合せ深く注意致すべきは勿論、万一真偽不分明取捨決し難き事件有らば同局へ伺の上筆す可き旨」達しがあり、翌一九日「各社の重立たる者」が集会し申し合わせのうえ、それぞれ「御請書」を差し出した。⁽²⁰⁾ 今回はいったん持ち帰り各社幹部が申し合わせをしたうえで「御請書」を提出するという念のいれよう

である。

しかも『曙』によれば、その際に「種々浮説ある此節柄、人心を惑乱するやうなことありては即ち国安を妨害する次第なれば気の毒ながら刊行禁止を申付る外なし」という口達があった。「国安妨害」があれば新聞紙にとって死刑ともいえる発行禁止の脅しを受けたのである。新聞社が大きな恐怖を感じたことは間違いない。

そして翌二月一九日「鹿児島県下暴徒征討」の布告が出され、同日鹿児島県下暴徒征討につき「無根の伝説等妄に新聞紙に掲載不相成候」（太政官布告第二一号）が布告された。しかしこの布告のいう「無根の伝説等」の掲載禁止は既に口達で実施され、新聞社は十分に畏縮させられていたのであるから、征討布告との整合性のための事後的布告である。

しかし注意すべきは政府は厳しい統制のみを実施したのではないことである。この頃から各社に電報の下付を行うようになった。それまでも新聞紙面から判断すれば官庁が新聞社に電報の一部を洩らしていたと見ることができる。しかしそれは恣意的で不正確であった。だが、太政官布告第二一号公布後に内務省が各新聞社に電報を下付しだしたと推定できる。例えば『日々』二月二日「昨日午後一時十五分発の電報にて只今開戦、余は跡よりと熊本より通地ありたる由」との電報は同日の『朝野』など各新聞紙にほぼ同文で掲載されている。政府下付の電文を各新聞紙がそのまま載せていること明らかである。

以後、各新聞紙はこうした政府下付の電報が連日多量に掲載されていくことになった。電文の多くは前々日発信の速報だが短文で、掲載と発信日時が逆になっていることも珍しくない。状況説明がほとんどない断片的情報が確報として紙面に羅列されることになったのである。しかも各新聞紙ほぼ同一の記事である。

ともかくも熊本という遠隔地での戦況が数日の遅れで、各新聞紙に多量に報道されるというのは、まさに電信と活板印刷という新しいメディア技術のもたらした威力である。「人民」にとって鹿児島情報はありふれたものになった。それはこれまでなかった新たなメディア情報世界の形成と言えるだろう。しかしそこでは虚実が混淆し、権力の管理と新聞社の自主規制とが内部で作動していたのである。

四、新聞挿絵、実録、錦絵

さらにメディア情報空間は膨張し多彩になっていった。前述のように内務省は二月一八日に新聞各社を呼びつけ記事の嚴重注意を口達したが、『読売』『東京絵入新聞』『かなよみ』の小新聞三社について別に呼び出し、「向後人心を惑乱せるやうな件は決して記載は致さなからうが、街頭を呼売者が記載でもない外の件を囁々と唱立る儀は無き様に注意致す可し」と達した。かわら版等の読売は近世以来の習俗だが、一種の大道芸という性格をもち、新聞に尾ひれをつけて語られることも多かった。新聞記事自体が風聞なのだが、読売はそれをさらに拡声して広めたのである。

これを報じた『かなよみ』は「自然売子の者が右様な出放題を人様の門口杯で怒鳴ましたら其者の名をお聞糺しで早速当社へお知らせ下さい、直に廢止に致させ升から」と自肅を読者に社告している。⁽²¹⁾ただ以後も読売の取締は度々起きるから、この時も末端の新聞売り子に十分徹底したとは思えない。

口と耳のメディアによる情報増幅とともに眼のメディアでも増幅していった。『絵入』はその名

の通り傍訓付の絵を売り物とする新聞で、⁽²²⁾同紙の鹿児島関係記事は最初は文字だけであったが、二月一三日「鹿児島県下桜島図」、一四日には巡査と士族の乱闘の絵を載せ、鹿児島への関心を高めた。二月一五日二面には鹿児島・宮崎の士族不穏を報じた記事と並べて政府軍兵士行進の絵を載せ、三面に『報知』『朝野』からの転載として鹿児島暴徒と鎮台兵と交戦と報じ、鉢巻きに袴という古風な姿の士族が大砲を遠方に向けて発射している絵を掲載した。どちらの絵にも説明文はないが、記事からの連想では薩摩士族追討に向かう政府軍、それを迎え撃つ薩摩士族の絵と解釈できる。記事内容を絵による視覚的イメージとしてを膨らませているのである。

しかし、これらは画家が目撃した事実を描いて報道するという意味での報道画ではない。画家は記事から思いつく場面を想像して描いた想像画である。『絵入』の絵のもとになった記事は『朝野』二月一三日にあり、「巷説に拠れば去る十日の午後四時鹿児島の士族多人数大砲小銃を以て熊本鎮台に押し寄せ烈しく戦争あり、官軍頗る苦戦なりと云ふ虚実詳かならず」という短文記事で、現場の状況について格別の描写はない。しかも「虚実詳かならず」と断りをいれている。

しかしそれが絵という視覚的表現に変換されたときには、将校に引率され整然と行進する政府軍兵士、勇ましく大砲を発射する士族の姿が具象化され、一定のリアルさを備え、戦争勃発という意味が膨らんでいるのである。また記事にあった「虚実詳かならず」という留保は消え、事実であるかのように提示されている。

しかもこの絵の場合、もとになった記事が風聞というより誤報である。実際に薩摩軍主力が鹿児島を出発したのは二月一五日であることは当時の新聞社が知るすべはなかったにしても、東京の官庁の動きを観察するだけでも一〇日には政府軍と薩摩軍の戦争は起きていないことは窺いえたであろう。記事にはその留保があったのだが、絵というメディアでは留保はありえず、絵は一人歩きしていく。その後この記事や挿絵は訂正されることはなかった。寧ろ絵師が風聞記事から思いつく場面を描くという方法で戦争を報ずることは他メディアにも次々広がっていくことになったのである。新聞社も現場に記者を派遣して記事や絵にするという発想はなかったし、読者も想像記事・想像画であることを分かっていたが、それを享受していたのである。もともと絵入新聞の挿絵や錦絵などはそうした提示・享受関係によって成立していた。

想像画や虚実定めがたい記事は絵入新聞だけでなく実録や錦絵というメディアによって大きく膨張していくことになった。この時期、大量の実録や錦絵が出版されていった。それは余りに大量で、その全容の把握は困難なほどである。

まず実録からみれば、鹿児島の事件に関する実録の最初は二月一三日出板届の『鹿児島記事』（編輯兼出版人樋口徳造、発売又新舎）、同日届の樋口繁三郎『鹿児島伝報録』初号出版と推定される。⁽²³⁾以後続々と刊行され、土屋礼子は二月中に一二点と数えている。煩雑だが列挙すれば、『鹿児島記聞』（編輯人東京府平民沼尻桂一郎、出版人東京府平民多賀甚五郎。若栄堂）、『鹿児島暴徒風説録』（編篠田仙果）、『鹿児島太平記』（編篠田仙果）、『鹿児島暴発報道』（編輯兼印刷人吉川政則）、『絵入鹿児島征討全記』（井沢菊太郎編）、『鹿児島追討記』（編輯者西野古海 出版人 木村文三郎）、『探誠夢復路之内鹿児島事件之巻』（編輯人沼尻桂一郎、出版人沢久次郎）、『鹿児島戦記』（編集人篠田久次郎、出版人堤吉兵衛）、『鹿児島戦争記』（樋口徳造編輯、発売又新舎、池田銀次郎）。

これら実録のほとんどは傍訓付で挿絵が入っている。文章は絵の説明程度の草双紙風のものもある。活版印刷もあるが木版印刷が多い。絵を入れるには木版のほうが適しているためであろう。価

格は三銭、三銭五厘。刊行号数を振って事件の進行次第で続刊していく編集方針をとっているのがほとんどで、実際それが実行されているものもある。

記事内容はほとんど新聞記事の再録編集である。出版人が「編集人」と名乗っているのはその意味である。樋口繁三郎『鹿児島伝報録』は鹿児島県下紛紜については「衆論紛々殆ど適従する所を知らず」という状況であるから、「今二三の新紙に就て之を折衷抄録し以て其概略を誌す、而して其真偽誤謬等は則未だ校訂に暇あらざる也」と編集方針を述べ、篠田仙果『鹿児島暴徒風説録』はその「緒言」で、「各社の新聞紙を参考なし纏めて記載なし侍れど或は好事家の臆測に出誤謬又多かるべければ看君用捨有らん」としている。『鹿児島追討記』巻之一（編輯者西野古海）は「引用書目」として新聞紙を列記している。

新聞紙記事を材料にしているが、単純に羅列しているのではなく、任意に選んだ記事を時間的順序にならべ、絵をつけているからその「真偽」はともかく事件の経過は分かりやすい。新聞読者も非読者も読みやすかっただろう。

執筆者自身が真偽決めがたく誤謬も含まれていると認めているにもかかわらず、急ぎ出版しているのは無論大きな関心と呼んでいる事件を商機をつかもうとしているからである。実録の大量出版に商業主義の論理が働いていることは明らかである。断片的情報を手当たり次第報道していく新聞紙の跡地にニュース需要と商機の市場を見出したのである

この時期の実録の主題は、一つは私学校生徒による弾薬奪取事件、もう一つは西郷隆盛、島津久光による士族鎮撫である。この主題は必ず挿絵付きで掲げられている。想像画であるから絵師の手持ちの知識・材料を動員して描いているが、江戸時代の武士風体であったり、芝居の一場面であるかのような絵が多い。

この段階では西郷隆盛と島津久光の去就は政府でもはっきり掴んでおらず、『日々』は二月二三日社説で「吾曹は固く信ず西郷氏は決して叛党たるの人にあらざるなり」と書き、記事でも「西郷君などは同意でないこと十中に八九ハ慥かなる様子なり」と掲載しているように西郷隆盛が暴徒を率いることはありえないというのが有力な見方であった。多くの新聞はそうした記事を掲載していたから実録もその線にそって膨らませていたのである。

そしてもう一つ主題があって、それは鹿児島県庁襲撃事件である。これは最初期の『鹿児島伝報録』などは取りあげていないが、『鹿児島記聞』初号（二月一五日届）冒頭は「明治二月八日夜十二時頃に私学校生徒が鹿児島県庁へ二百余人各得物を携え不意に押寄しか宿直の官員方も必死を究め防かれたしか」と県庁襲撃事件から書き起こし、「鹿児島夜撃之図」も載せている。以後の実録ではこの事件はいわば定番の記事・挿絵となった。

実録の記述の種は二月一〇日『読売』記事と推定できる。これは「皆さんが様子如何にとお待ち兼ねの鹿児島一件で昨日聞いた風聞には、一昨ばん彼の学校生徒が二百人余りで突然県庁へ押寄せたので宿直の官員が出て大奮発で拒がれたが、何ぶん賊は刀を持って働くゆえ官員方には即死怪我人などが沢山あつてとうとう県庁を乗取られてしまひ」である。これは記事中にある通り「風聞」である。翌日各新聞も後追い記事を出し、『日々』二月一日号外は「道路の説なれども」と断ったうえで、『読売』記事をほぼ踏襲し「是は全く附会の説ならんと思はる併し猶よく探訪して確報を得ば記すべし」とし、『報知』同日号外も「昨日の読売新聞」の記事を紹介し、「甚だ信用しがたき風説なり」、『朝野』は一二月号外で「或新聞」の報道として事件を報じ、「精々其虚実を探

訪せしが多分無根の妄説ならんと云ふ」といづれも信じがたい風聞としている。以後この事件の続報はなく、新聞報道では消滅していった。実際このような事件はなかったのである。

しかし実録では繰り返し挿絵入りで書かれ、大事件であり続けた。鹿児島士族の不平から征討に至る過程を筋立てて再構成しようとする実録にとって県庁襲撃事件は真偽はともかく士族の暴挙を示す重要な一コマであったのである。しかも絵にしやすい大活劇であった。

実録とともに風聞新聞記事から派生したのは錦絵である。おびただしい錦絵が刊行され、その数は六〇〇ともいわれ、⁽²⁴⁾全容は分からない。多くの作品が図録集等に収録され、またデジタル化された作品は国会図書館などのサイトで閲覧可能であるが、筆者が見ることができた作品は限られているが、⁽²⁵⁾それをもとに考察することにする。

西南戦争を主題とする錦絵の最初は二月一二日届印のある「鎮撫鹿児島新聞」(真匠銀光画・三枚続)⁽²⁶⁾と推定される。これは県庁襲撃図で、西郷隆盛は真っ赤な衣装で馬上から桐野利秋ら士族を説諭している構図である。以後、県庁襲撃を描いた二月一九日届の「新聞鹿児島模写」(月岡芳年画・三枚続)、同じく二月一九日届の「新聞鹿児島事情」(小林清親画・三枚続)は弾薬奪取事件を描いている。

これら初期の錦絵は新聞の風聞記事を種にしている点では実録と同じである。だが極彩色で大胆な構図で歌舞伎の舞台上で役者が見得をきっている場面であるかのようなようである。それだけに西郷の説諭など主題は明確に表現されている。絵は実際に起きた事件を描くというより、虚構の世界としてそれなりの迫真性と芸術性をもって成立しているのである。

もともと絵師は現場を見たわけではなく、新聞記事から主題を読み取った主題を手持ちの作画法を応用して描いたのであって、事実を描くという発想はなかったであろう。それは、この時期には既にすたれていた、血まみれのリアルさはあるが様式化された手法で殺人場面等を描いた新聞錦絵の世界とつながっている。事実の枠のなかに虚構が描かれている、あるいは逆に虚構の枠のなかに事実が描かれていると言える。しかもそれは一種の娯楽的商品でもあった。読者もそのように西南戦争錦絵に接したのであろう。

だがもう一つ改めて考えなければならないのは、錦絵が西南戦争という大きな政治的事件の渦中で生産され、いま現に起きている事件を伝えるメディアでもあったことである。報道画ではなく、想像画であるが、風聞・電報・誤報などをもとに沸きあがった茫漠たる暗雲のような西南戦争のメディア世界にあって事件の一瞬の鮮明な視覚化は強い印象を人々に与え、事件を眺め理解するための物語を示唆させていたのである。

小括

西南戦争と題しながら実際に戦争が起きていない時点で、稿を終るのは何とも不体裁で恐縮するしかない。だが征討令公布以後については別に論ずることとしたい。現在の段階で結論を出すことは無理なので、ここまで述べたことを簡略にまとめるに止めたい。

一八七七年の西南戦争においてメディアによって構成された情報世界が初めて形成されてきたといえる。それまでの戊辰戦争、士族反乱は政治的には大事件であったとしても、「人民」はそれに直接巻き込まれるか、直接目撃するかによって知るだけであった。「人民」の直接体験世界に外部から事件そのものが侵入してきて、それを体験したのである。だが西南戦争においては事件に関する

る情報がメディアによって大量に且つ同時進行的に伝えられ、「人民」は自らがメディア情報の世界のなかにあることを意識せざるをえないようになってきた。

それをもたらしたのが複製技術と速報技術を備えた新聞というメディアの勃興である。同時にこの時期大きな役割を果たしていたのは風聞・浮説といわれた口頭メディアであった。政府や新聞も「浮説」に振り回されているのであって、しかも実録、錦絵といった近世以来の伝統的メディアの連鎖が起きていた。それらメディアは新聞の風聞の部分を増幅し、商業化と娯楽化の方向に膨らませていったのである。

メディア情報の世界は虚実混淆の世界として形成された。一般的にメディア情報の構成する世界は虚実混淆であるが、その混淆のあり方はその時代の歴史的特徴があり、それを明らかにするのが今後の課題である。

- (1) 本論文では、引用資料中の旧漢字・変体仮名・片仮名は現用の漢字・平仮名に改めた。また読みやすさのため適宜句読点をいれた。原文の振仮名は省略した。
本論文で引用した公文書は、アジア歴史資料センター及び国立公文書館デジタルアーカイブを利用した。
- (2) 熊本電報百年史編纂委員会『熊本電報百年史』（一九六八年 熊本電報局）二四ページ。通信省電務局『明治二十五年七月上梓 帝国大日本電信沿革史 全』（一八九二年）一七ページ。
- (3) 前掲『帝国大日本電信沿革史 全』二六二ページ。
- (4) 統治者以外の被統治者を総体としてどのような概念でとらえるかは難しい問題であるが、ここでは「人民」ということにする。資料にも出てくるように、当時最も一般的に使われたのは「人民」である。現在一般的に使われる「民衆」「国民」は本来歴史的な文脈をもった概念であり、この時期には用いられない。「人民」は一時期政治的用語、党派的学問用語として用いられたために近年意図的に避けられているのであろうが、「人民」は歴史的には深い含意をもった言葉であり、避ける理由はない。
- (5) 『近時評論』は一八七六年六月三日共同社によって創刊。一八七七年一月で時点で「世話人 横瀬文彦、編輯長兼印刷中村忠太郎」。実質的な主宰者は林正明と見られる。林正明については、水野公寿「林正明の生涯」『熊本史学』第五九号（一九八三年六月）、同「林正明の言論出版活動」『熊本史学』第六二・六三号（一九八五年十一月）が詳しい。
- (6) 『征西戦記稿附録 征討日曆』一ページ。海軍は前日の四日に電報で事件を知り、これを陸軍省にも伝えている（川村海軍大輔宛中牟田海軍少将電報、山縣陸軍宛大山陸軍少輔電報（陸軍省参謀本部「諸方来翰 大阪之部（明治十年二月四日～明治十年二月二四日）」所収））。
- (7) 「公文録・明治十年・第百六十一巻・鹿児島征討電報録一」所収。電報は政府暗号によって送受されていた。
- (8) 前掲「公文録」所収。以後電報による下達は大塚虎之助著・増田民男監修『極秘電報に見る戦争と平和 日本電報情報史』（二〇〇二年 熊本出版文化会館）が詳しい。
- (9) 『保古飛呂比 佐々木高行日記』第七巻（一九七五年 東京大学出版会）三四八ページ。
- (10) 前掲『征討日曆』。
- (11) 二月八日午前八時伊藤参議宛大久保参議電報「記録材料・電報綴一」所収。
- (12) 「公文録・明治十年・第百六十一巻・鹿児島征討電報録一」所収。
- (13) 「公文録・明治十年・第百七十六巻・鹿児島征討電報発信原稿一」所収。

- (14) 『読売新聞』二月一四日。各紙とも報じているが、書き方が若干異なる。
- (15) 『東京絵入新聞』二月一五日は「鹿児島事件の義の口供へ調印を申付られ」とある。
- (16) 『東京絵入新聞』二月一五日。『郵便報知新聞』二月一六日には昨日呼出があったと書いているが、一昨日の間違いであろう。
- (17) 『朝野新聞』二月一五日、『読売新聞』二月一四日と二月一八日。
- (18) 「諸雑公文書（狭義）」。
- (19) 『郵便報知新聞』二月一六日、『東京日日新聞』同日にも記事がある。
- (20) 『朝野新聞』二月二〇日。
- (21) 『かなよみ』二月二二日。
- (22) 挿絵には記されていないが、恐らく絵師は落合芳幾と見られる。
- (23) 実録のリストは、山口武美『明治前期戯作本書目』（一九八〇年 青裳堂書店）、野中敬吾『西郷隆盛関係文系解題目録稿』（一九九〇年）野中は続や再訂など補充を重ねている。また、土屋礼子「明治初期のニュース冊子にみる絵と報道」『ことばと社会』第四号（二〇〇〇年）。
土屋のリストが最も詳しく参考にした。ただし土屋が西南戦争冊子の最初としている二月一〇日届『鹿児島記事』は筆者未見。
- (24) 池住昌大「西南戦争もの実録の教授と検閲—沼尻絨一郎作品を例として」『文学』第一六卷第四号（二〇一五年七月）は六〇〇を越えると推定し、高橋未来「「鎮撫」する西郷像から見る西南戦争錦絵—連作『鹿児島新聞』の検討—」『史苑』七七号（二〇一六年一二月）は六〇〇種の作品を確認しているとしている。
- (25) 西南戦争錦絵の目録としては、千頭泰「西南戦争錦絵目録（未定稿）」『季刊浮世絵』第八号第三号（通巻三八号）（一九六九年）、渡辺光一「熊本市立博物館所蔵西南戦争錦絵について」『熊本史学』第四九号（一九七七年三月）。
- (26) この絵は小西四郎『錦絵幕末明治の歴史』第八卷（一九七七年 講談社）六ページに収録されている。前掲高橋論文もこれが錦絵の最初としている。